

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年5月7日認可した。

平成26年5月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）上佐地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鍋浦下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）郷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）城ヶ谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）青池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）広間下地区
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）原東地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）天満井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）並松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）くろごう地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北打池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道池地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）香伯木太頭首工地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八幡地区
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）限池地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横井地区
男井間池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間池地区
高松市十河土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上沖地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）裏池地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）西川西農道地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東大谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居新池地区
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下鬼無地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山地池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）衣掛池・佐料地区
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高月池地区
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）桑崎農道地区